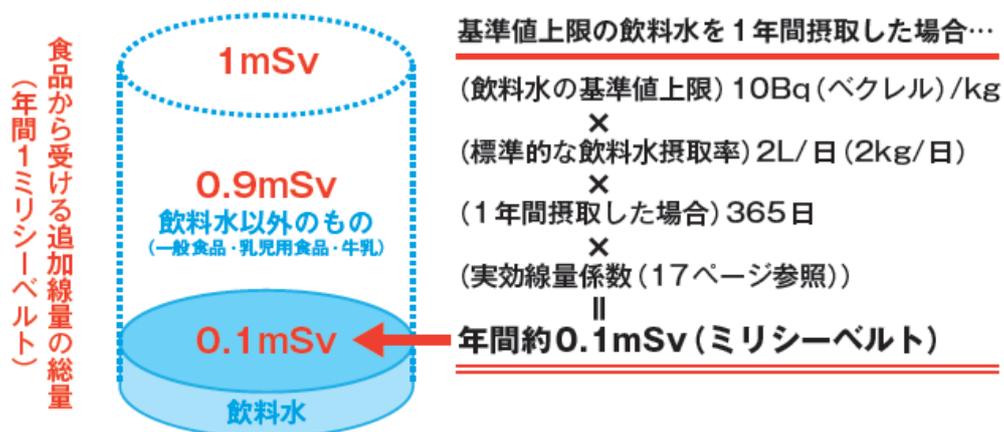


## QA24 食品中の放射性物質の基準値は、どのように決められたのですか

基準値は、食品から追加的に受ける放射線の総量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにとの考えの下に、4つの食品区分で設定されています。

飲料水は、全ての人が毎日摂取するもので代替ができず、その摂取量も大きく、WHO（世界保健機関）が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること等から、これと同じ値である 10 ベクレル/kg としました。

この飲料水の基準値に、標準的な WHO の飲料水摂取率（2 リットル/日）を勘案すると、飲料水から追加的に受ける放射線量は年間約 0.1 ミリシーベルトと計算されます。



飲料水以外のものについては、「一般食品」、「乳児用食品」、「牛乳」に分けています。また、これらの食品から追加的に受ける年間放射線量が年間 1 ミリシーベルトの基準から、飲料水による線量（約 0.1 ミリシーベルト/年）を差し引いた約 0.9 ミリシーベルトを超えないように設定しました。なお、加工食品も含む一つの区分として「一般食品」としたの

は、

- ① 個人の食習慣の違い（ご飯好き、パン好き、肉好き、野菜好き等）の影響を最小限にすること、
- ② 消費者にとってわかりやすいこと、
- ③ 食品の国際基準を策定するコーデックス委員会等の国際的な考え方と整合することを考慮したためです。

年齢や性別の違いによる食品の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮して食品中の放射性物質の限度値を割り出し、その中で最も厳しい限度値から、一般食品の基準値「100 ベクレル/kg」を決定しました。

なお、食品中の放射性物質に関する基準値は、基準値上限の放射性物質を含む食品を食べ続けた場合でも、健康に影響を及ぼさない状況を想定して設定しています。流通している食品の放射性物質は基準値上限よりも少なくなっていますので、実際に食品から追加的に受ける放射線量はずっと小さい値となっています。

■海外における食品中の放射性物質に関する指標（ベクレル/kg）

核種	日本	コーデックス	EU	米国
放射性セシウム	飲料水 10		飲料水 1,000	全ての食品 1,200
	牛乳 50		乳製品 1,000	
	乳児用食品 50	乳幼児用食品 1,000	乳幼児用食品 400	
	一般食品 100	一般食品 1,000	一般食品 1,250	
追加線量の上限定値	1 ミリシーベルト	1 ミリシーベルト	1 ミリシーベルト	5 ミリシーベルト
放射性物質を含む食品の割合の仮定値	50%	10%	10%	30%

※：基準値は食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定当の影響を考慮してありますので、数値だけを比べることはできません。コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1ミリシーベルト/年です。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第9版）より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2014年3月31日（第8版による）

改訂日：2015年3月31日